

令和3年8月5日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
救急医療担当理事 高室 暁

## 手術器具を介するプリオン病二次感染予防策の遵守について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会  
常任理事 城守 国斗  
(公 印 省 略)

### 手術器具を介するプリオン病二次感染予防策の遵守について

今般、厚生労働省医政局総務課長、健康局難病対策課長等の連名により、標記について各都道府県衛生主管部（局）長宛通知が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

手術器具を介するプリオン病の二次感染予防策につきましては、「手術器具を介するプリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病を含む）二次感染予防について」（平成20年6月25日付日医発第336号（地Ⅲ94））において、感染予防策が推進されてきたところです。

このたび、令和元年度厚生労働科学研究「プリオン病のサーベイランスと感染予防に関する調査研究班」及び日本神経学会により、「プリオン病感染予防ガイドライン（2008年版）」の改訂版として、「プリオン病感染予防ガイドライン（2020年版）」（以下、「本ガイドライン」という。令和3年7月21日付（健Ⅱ220）にてご案内済み）がとりまとめられたところですが、今般、令和2年度同研究班（研究代表者：山田正仁）において、プリオン病を疑われる患者に使用された再使用可能な手術用器械器具が、製造販売業者等への返却後、次の医療機関での再使用に至る一連の工程において、滅菌等のプリオン不活性化処理がなされず別の医療機関に貸し出された事例が確認された旨の報告がなされました。

本事例については、当該器具の貸与を受けた医療機関において適切な洗浄、滅菌が実施されていたこと、又はハイリスク手技（脳、脊髄、硬膜、脳神経節、脊髄神経節、網膜又は視神経に接触した可能性がある手技）には用いられなかったことから、プリオン病の二次感染のリスクを有する事例には至らなかったことが確認されております。

本事例を踏まえ、医療機関、製造販売業者及び貸与業者に対して、医療機器の利用に当たっての留意事項がとりまとめられ、医療機関に対しては下記の通り対応を求め

られておりますので、引き続きプリオン病に対する感染予防策を徹底していただきますよう、貴会におかれましてもご了知のうえ、管下会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 医療機関は、プリオン病の感染症疑いの有無にかかわらず、ハイリスク手技を行った場合は、本ガイドラインに従い、脳、脊髄、硬膜、脳神経節、脊髄神経節、網膜又は視神経に接触する可能性があり、かつ、再使用可能な医療機器（貸与業者により貸与された機器も含む）についてプリオン不活化のための洗浄、滅菌を行うこと。なお、洗浄、滅菌は委託することも可能だが、その場合、本ガイドラインに従った洗浄、滅菌がされていることを確認すること。
- 医療機関、製造販売業者及び貸与業者は、本ガイドラインに従った対応を行うとともに、ハイリスク手技に使用された当該医療機器が、プリオン不活性化に必要な洗浄、滅菌が行われないまま別の患者に使用されないことがないよう互いに緊密に連携すること。

以上